

2022-2024年度健康情報システム（職員）サービス提供及び運用保守等業務

意見招請（公告/公示日：2022年 1月19日／調達管理番号：21a01099）について、意見招請実施要領に関する意見および質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	実施要領 P3	3. 履行期間	カスタマイズ業務実施期間（2022年6月（契約締結時）～2022年12月28日）とサービス提供（運用保守）業務実施期間（2022年9月1日～2025年3月31日）が重複しておりますが、重複の理由と全体のスケジュール等をお示し願いたい	当該期間の業務として想定しているのは以下のとおりです。本入札公告の際は、以下を記載するよう資料を更新いたします。 ・契約締結時～2022年8月31日：サービス環境準備、軽微なカスタマイズを実施 ・2022年9月1日～2022年12月28日：プロトタイプングを目的としたサービス稼働（一部機能の先行利用）、サービスの持つ機能と要件の差分確認、カスタマイズ詳細内容の決定及びカスタマイズ実施 ・2023年1月1日～2025年4月30日：本番稼働
2	実施要領 P3	3. 履行期間	成果品提出・検収にかかる期間（2025年4月1日～2025年4月30日）となっているが、支払いのタイミングは初期費用およびサービス提供費用を含めて2025年4月30日の検収終了後になるのでしょうか？ あるいはそれぞれのフェーズごとに支払いになるのか、お示し願いたい	「第3 業務仕様書」の「6. 経費支払方法（成果物との関係）」に記載のとおり、四半期ごとの支払いとする予定です。
3	実施要領 P3	3. 履行期間	#1カスタマイズ業務実施期間が「～2022年12月28日まで」であれば、#2サービス提供業務実施期間は「2023年1月1日～」になるかと考えております。 逆に、#2サービス提供業務実施期間が「2022年9月1日～」であれば、#1カスタマイズ業務実施期間は「～2022年8月31日まで」になると考えております。 カスタマイズに必要な期間を考慮した場合、前者（#2サービス提供業務実施期間は「2023年1月1日～」）を想定しております。	回答1を参照ください。
4	実施要領 P3	3. 履行期間 「図表：本調達の契約期間の内訳」	1の「カスタマイズ業務実施期間」と2の「サービス提供（運用保守）業務実施期間」の期間が4か月重複期間があるのはどういった意味でしょうか（フェーズ分けして、一部機能を先行利用するイメージでしょうか）	回答1を参照ください。
5	実施要領 P3, P4	3. 履行期間 および 4. 業務の内容 4.1. 業務対象範囲	3. 履行期間の記載を拝見すると以下のとおり記載がございます。 #2サービス提供（運用保守）業務実施期間 2022年9月1日～2025年3月31日 一方4. 業務の内容4.1. 業務対象範囲の4.1. 業務対象範囲の項番4のサービス提供業務（運用保守業務を含む）（34か月）と記載がございます。 どちらが正しいのでしょうか？	「3. 履行期間」を正とします。 サービス提供業務は31か月となります。 本件を訂正するよう資料を更新いたします。
6	実施要領 P4	4. 業務の内容 4.1. 業務対象範囲	4. 「サービス提供業務（運用保守業務を含む）（34か月）」で34か月とあるが、前ページの「図表：本調達の契約期間の内訳」のNo2とNo3を足した期間とは合致していないが、この34か月はどの期間を指しているのでしょうか	回答5を参照ください。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
7	実施要領 P4	4. 業務の内容 4.1. 業務対象範囲	4. 業務の内容 4.1. 業務対象範囲において、目安の月人工数を記載いただいておりますが、JICA様の下記ページのいずれの単価の適用を想定されてますでしょうか？ご教示いただければ幸いです。 https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html	ご提示いただいておりますリンクの単価は、機構の主に海外業務対象の「コンサルタント等（業務実施）契約」に適用の単価となります（【ご参考】対象契約の調達情報ページ⇒ https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?&contract=1 ）。一方、本業務は、「国内向け物品・役務等の調達」に該当する契約となり、上記単価は適用されず、業務仕様ごとに単価は異なるものであるため、ご提示することはできません。本公告での入札にあたりましては、本業務に適切な単価を設定の上、入札をお願いします。
8	実施要領 P4	4. 業務の内容 4.1. 業務対象範囲	システム利用者の役職や人数を教えてくださいませんか。参考見積の算出に必要となります。 (健康管理室の在籍者や要件確定業務のヒアリング対象者の記載は確認済)	「4.1.1 要件の確定業務」に示すヒアリング対象者の最大数を想定してします。
9	実施要領 P4	4. 業務の内容 4.2.1. 要件の確定業務	Filemakerに格納されている健康情報の種類と形式は？	現行システムには健康情報として主に健康診断の結果と対応記録（傷病相談等を含む）を格納しています。 情報はFileMakerの機能を利用して作成したレイアウトに紐づけられたテーブルに格納しています。 現行システムのデータはFileMakerの標準機能を利用してCSV形式でエクスポートすることが可能です。
10	実施要領 P4	4. 業務の内容 4.2.1. 要件の確定業務	「随伴家族の管理等の除外」とあります。一方、「付録3 業務及び情報システム化の範囲」の中には、「随伴家族の管理を行わない場合は」とあります。 随伴家族の管理は、除外と考えてよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。 随伴家族の管理は本業務には含みません。
11	実施要領 P5	4. 業務の内容 4.2.1. 要件の確定業務	・現行 KKC システム分析 (FileMaker のシステム 1 つ) を行うにあたり、仕様書、画面集 (あるいはキャプチャー) 等、どこまでの資料を開示いただけますでしょうか？	業務開始後は現行システムからデータを削除したクローンシステムを貸与可能です。(FileMaker19形式) クローンシステムはJICAの環境にもデプロイされており、業務開始後にJICA本部(麹町)で職員等の立会の元で利用いただけるようにする予定です。
12	実施要領 P5	4. 業務の内容 4.2.1. 要件の確定業務	本契約には「紙ファイルのデータ化」も含まれるのか。また、過去の紙ファイルのデータ化が必要なら延べ何名分となるのか？	本業務に紙ファイルのデータ化は含みません。
13	実施要領 P4	4. 業務の内容 4.2.1. 要件の確定業務	本契約にはストレスチェックも含まれるのか。含まれる場合の質問数は？	本業務にストレスチェックは含みません。
14	実施要領 P4	4. 業務の内容 4.2.1. 要件の確定業務	職員の海外からのアクセスはあるのか？医師、保健師等の管理側の海外からのアクセスはあるのか？	基本的には国内で勤務する健康管理室ユーザー（医師、看護師等）の利用を想定しています。 海外からのアクセスは想定していません。
15	実施要領 P4	4. 業務の内容 4.2.1. 要件の確定業務	何を実施したいのかを明示頂きたい。 例：・健診結果をデータ化し個人ごとに閲覧できる。 ・一定の基準値から機械的に不調者を抽出、分類する。 ・健診結果を集団分析し、他社、経年等で比較できる。 ・不調者に対しeラーニングやシステムで健康増進手段を提供する。など	「1. 業務の背景」及び「2. 業務の目的」を参照ください。 サービスについての個別具体的な要件は設定しませんが、サービスの特徴として提案していただいた内容を評価します。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
16	実施要領 P5	4. 業務の内容 4.2.1. 要件の確定業務「図表：想定される産業医、看護師が従業員の健康管理業務を実施するために必要な要件の確定業務」	システム利用者（産業医、看護師）からのヒアリングは現地に出向しての実施という認識で相違ないでしょうかそれともリモートでの実施の想定でしょうか。	JICA本部（麹町）での対面またはオンラインでの会議を想定しています。但し、感染症対策等の理由からオンラインでの実施を依頼する場合があります。オンライン会議はMicrosoft Teamsの利用を想定しています。
17	実施要領 P6	4. 業務の内容 4.2.5. サービス提供業務（運用保守業務を含む）	健康情報システム（職員）サービス提供に関しましては、SaaSの環境利用（職員用の専用サイト利用など）を提供する認識でありますが合っておりますでしょうか？	SaaS形式の環境利用を想定しています。健康管理室ユーザー（医師、看護師等）の利用を想定しており、健康管理対象となる職員用の専用サイトの利用は本業務の範囲に含めません。
18	実施要領 P6	4. 業務の内容 4.2.5. サービス提供業務（運用保守業務を含む）	定常時対応/障害対応に関しましては、原則健康管理システムをご利用されるJICA様内の産業医様、保健師様、看護師様といった方かたのご質問対応を想定しており、職員様からの個別の問い合わせはJICA様内で1次取りまとめをしていただき弊社へ確認依頼をいただく流れでご対応いただくことは可能でしょうか？	健康管理の対象となる職員自身がサービスにアクセスすることは本業務の範囲に含めません。ユーザーの範囲は健康管理室ユーザー（医師、看護師等）を想定しています。
19	実施要領 P7	4. 業務の内容 4.2.8. 引継ぎ	「引継ぎ」とはどのような場合（システム更改？）を想定されているのでしょうか。	ご理解のとおり、業務終了後にシステム更改が発生する場合は想定しています。
20	実施要領 P10	5. 成果物・業務提出物等	テスト結果報告書（カスタマイズ部分）は単体テスト分も含みますでしょうか？	基本的にはエンドユーザーが追試可能な総合テスト（システムテスト）を想定しています。ただし、カスタマイズの内容に応じた単体テスト、結合テスト等が完了した状態を前提としたテスト結果報告を想定しています。
21	実施要領 P11	7. 参考資料の貸与・閲覧	参考資料の貸与・閲覧 および、そもそもの入札参加資格について、全省庁統一資格の代用を認めていただきたいです。	「競争参加資格証明書」とは、後述の「発注者からの参加資格有の確認通知」を指しており、本入札公告の際には、誤解のない記載に改めます。なお、競争参加資格申請に必要な書類については、入札説明書第1入札手続き「5.競争参加資格」に記載されますので、十分ご確認いただくと共に、「国内向け物品・役務等の調達」に関しては、原則「全省庁統一資格」を競争参加資格として定めています。
22	実施要領 P11	7. 参考資料の貸与・閲覧	貸与資料に受診結果の連携様式を追加していただきたいです。	現在の記載のとおりとします。なお、2022年度の健康診断にかかる仕様は現時点では未定でありこれから検討することを予定していますが、CSV形式での手動インポートを想定しています。貸与資料には2021年度の健康診断受診結果にかかる資料が含まれています。
23	実施要領 P13	8. 留意事項 8.1. 業務内容にかかる留意事項	昨今の情勢を考慮して、「③各種打合せや会議に際しては、オンラインを基本とし、必要に応じて対面での実施を随時調整すること。」と言った内容を追記してはいかがでしょうか。可能であれば、ツール(Teams, Zoom, WebEX等)の指定も含めてご検討いただきたいです。記載場所はP.13でなくても適切なところをお願いします。	回答17を参照ください。
24	実施要領 P13	8. 留意事項 8.2. 情報セキュリティにかかる留意事項	データ消去・破棄証明書について指定のフォーマットの有無をご記入いただきたい	フォーマットの指定はありません。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
25	実施要領 P15 ～P17	第3技術提案書の作成要領 第4経費に係る留意点	技術点における配点の記載はありますが、技術点と価格点の配分の記載はされないのでしょうか。記載されている公的機関も多くあります。	【ご依頼】 本入札公告では、入札説明書を掲載しますが、第1 入札手続きにて、技術点と価格点の評価配点、評価方法が記載されますので、そちらでご確認ください。
26	実施要領 P16	評価表	技術提案書の評価項目において、方針・経験・実績・体制など提案会社のことや考え方だけではなく、「健康情報システム」そのものの機能面やシステム利用者における訴求点を評価されるべきではないかと考えております。	ご提示いただいた点は評価表1. (1)及び2. (3)の項目で評価します。
27	実施要領 P16	評価表 1. 社としての経験・能力等 (1) 類似業務の経験	評価基準として「特に評価する類似案件としては、従業員の健康情報を管理するサービス提供に関する業務とする。」と記載していただいています。 弊社は、健康情報を管理するサービスの企業ではなく、システム開発会社です。 残念ながら当該実績は無く、システムの開発・納入者としてご提案をさせていただきますと考えています。 この場合も、評価の対象となり得るでしょうか？ もし、「健康情報を管理するサービス提供に関する業務」や、「その業務のソリューションとしてのパッケージソフト」が前提となるようでしたら、弊社は該当しませんので、ご提案を辞退させていただきます。	ご提示いただいた基準は必須とはしませんが、本件は健康情報を扱うサービスを対象としているため、労働安全衛生法、厚生労働省が策定したガイドラインの順守等への対応経験を重視します。
28	実施要領 P17	第4経費に係る留意点 1. 経費の積算に係る留意点	1 (1) 1) について、項目の「業務従事者」欄はどのような内容を記載することを想定されますでしょうか。	業務従事者の分類・役割によって単価が異なる場合に分類・役割等を記載してください。(例：プロジェクトマネージャー、システムエンジニア等)
29	-	(該当項目なし)	サービス提供業務におけるネットワークやセキュリティ等における制限事項を明記いただきたいです。閲覧可能資料に記載されているのであれば不要です。	JICAのネットワーク仕様等について公開可能な内容を閲覧資料に含めません。
30	-	(提示仕様に対する緩和提案)	意見招請実施要領の内容を確認し、概ね対応可能と判断しておりますが、業務進行に伴い諸々修正等の可能性もありますので、都度案件についてはご相談のうえ、協議及び検討いただけますようお願いいたします。	各工程で最適な方法・内容を協議しながら業務を進めることを想定しています。 なお、本件は入札となりますので、落札後は契約書、業務仕様書と入札価格の変更はできませんので、不明点があれば入札前の質問期間にご提出いただく質問書にてご照会ください。

※ 貸与資料に係るご意見・ご質問等は、機密保持誓約書をご提出、資料を貸与された者に対してメールにて回答します。